

昭和三十九年人事院規則九一七

人事院規則九一七（俸給の特別調整額）
人事院は、一般職の職員に給する法律に
基づき、人事院規則九一七（俸給の特別調整
額）の全部を次のように改正する。
人事院規則九一七（昭和四十年一月一日施
行）

（支給官職及び区分）

第一条 給与法第十条の二第一項の規定により俸
給の特別調整を行う官職は、別表第一に掲げる
官職及び人事院がこれに相当すると認める官職
とする。

2 別表第一に掲げる官職に係る俸給の特別調整
額の区分は、同表の官職欄の区分に応じ、同表
の区分欄に定める区分とする。ただし、同表に
掲げる官職（同表中その区分について人事院が
別に定めることとされている官職を除く。）の
うち人事院が別に定める官職にあつては、当該
官職に対応する同表の区分欄に定める区分より
一段高い区分とすることができる。

3 第一項に規定する人事院が別表第一に掲げる
官職に相当すると認める官職に係る俸給の特別
調整額の区分については、当該官職が当該別表
第一に掲げる官職が掲げられている同表の官職
欄に掲げられているものとして、前項の規定を
適用する。

（支給額）

第二条 俸給の特別調整額は、次の各号に掲げる
職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その
額に一円未満の端数があるときは、その端数を
切り捨てた額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に
適用される俸給表の別並びに当該職員の属す
る職務の級及び当該職員の占める官職に係る
俸給の特別調整額の区分に応じ、別表第二の
俸給の特別調整額欄に定める額（育児休業法
第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職
員及び育児休業法第二十二條の規定による短
時間勤務をしている職員にあつては育児休業
法第十七條（育児休業法第二十二條において
準用する場合を含む。）の規定により読み替
えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の
規定により定められたその者の勤務時間を同
項本文に規定する勤務時間で除して得た数
を、育児休業法第二十三條第二項に規定する
任期付短時間勤務職員にあつては育児休業法
第二十五條の規定により読み替えられた勤務

時間法第五條第一項ただし書の規定により定
められたその者の勤務時間を同項本文に規定
する勤務時間で除して得た数をそれぞれその
額に乘じて得た額）

二 法第六十條の二第二項に規定する定年前再
任用短時間勤務職員 当該職員に適用される
俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級
及び当該職員の占める官職に係る俸給の特別
調整額の区分に応じ、別表第三の俸給の特別
調整額欄に定める額に、勤務時間法第五條第
二項の規定により定められたその者の勤務時
間を同条第一項に規定する勤務時間で除して
得た数を乘じて得た額

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員
の支給額）

第三条 給与法附則第八項の規定の適用を受ける
職員に対する前条の規定の適用については、当
分の間、同条第一号中「定める額」とあるのは、
「定める額に百分の七十を乗じて得た額
（その額に、五十円未満の端数を生じたときは
これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を
生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と
する。

附 則 （昭和六〇年四月一日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年四月二六日人事院規
則九一七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の
人事院規則九一七（以下「改正後の規則」と
いう。）別表文部省の部放送教育開発センタ
ーの項は昭和六十年四月一日から、改正後の規則
別表会計検査院の部、総理府の部臨時教育審議
会事務局の項、公正取引委員会の部地方事務所
の項、警察庁の部国際捜査研修所の項、法務省
の部地方入国管理局又は地方入国管理局支局
の出張所の項、検察庁の部地方検察庁の項、地方
検察庁支部の項及び区検察庁の項並びに運輸省
の部地方航空局の項は同年四月六日から、改正
後の規則別表建設省の部建設高等学校の項は同年
四月八日から適用する。

附 則 （昭和六〇年五月一日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年七月一五日人事院規
則九一七）
この規則は、昭和六十年八月一日から施行す
る。

附 則 （昭和六一年四月一日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年四月二二日人事院規
則九一七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の
人事院規則九一七（以下「改正後の規則」と
いう。）別表労働省の部労働基準監督署支署の
項は昭和六十一年三月三十一日から、改正後の
規則別表警察庁の部方面通信部の項、北海道開
発庁の部土木試験所の項、法務省の部地方入国
管理局の項、文部省の部学術情報センターの
項、海上保安庁の部特殊救難基地の項及び気象
庁の部筑波山通信所の項は同年四月五日から適
用する。

附 則 （昭和六一年六月三日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の
人事院規則九一七別表国税庁の部国税不服審
判所の項は、昭和六十一年五月二十三日から適
用する。

附 則 （昭和六一年七月一日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年一〇月一日人事院規
則九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年二月一日人事院規
則九一七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の
人事院規則九一七（以下「改正後の規則」と
いう。）別表法務省の部地方入国管理局の項、
地方入国管理局支局の出張所の項、検察庁の
部高等検察庁の項、文部省の部国際日本文化研
究センターの項、厚生省の部国立がんセンター
病院の項、国立循環器病センター病院の項及び

附 則 （昭和六二年四月一日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の
人事院規則九一七（以下「改正後の規則」と
いう。）別表法務省の部地方入国管理局の項、
地方入国管理局支局の出張所の項、検察庁の
部高等検察庁の項、文部省の部国際日本文化研
究センターの項、厚生省の部国立がんセンター
病院の項、国立循環器病センター病院の項及び

附 則 （昭和六二年六月一八日人事院規
則九一七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の
人事院規則九一七（以下「改正後の規則」と
いう。）別表法務省の部地方入国管理局の項、
地方入国管理局支局の出張所の項、検察庁の
部高等検察庁の項、文部省の部国際日本文化研
究センターの項、厚生省の部国立がんセンター
病院の項、国立循環器病センター病院の項及び

附 則 （昭和六二年七月一日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六二年一〇月一日人事院規
則九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年四月一日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年七月一日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年一〇月一日人事院規
則九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年三月三一日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

国立教護院の項並びに海上保安庁の部航空基地
の項は昭和六十二年五月二十一日から、改正後
の規則別表大蔵省の部会計センターの項は同年
六月一日から適用する。

附 則 （昭和六二年七月一日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六二年一〇月一日人事院規
則九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年四月一日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年七月一日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年一〇月一日人事院規
則九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六三年三月三一日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年四月一日人事院規則九
一七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の
人事院規則九一七の規定は、昭和六十三年十
月一日から適用する。

附 則 （平成元年五月二九日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年九月三〇日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年三月三一日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の
人事院規則九一七（以下「改正後の規則」と
いう。）別表法務省の部地方入国管理局の項、
地方入国管理局支局の出張所の項、検察庁の
部高等検察庁の項、文部省の部国際日本文化研
究センターの項、厚生省の部国立がんセンター
病院の項、国立循環器病センター病院の項及び

附 則 （平成二年六月八日人事院規則九
一七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年六月三〇日人事院規則
九一七）
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、平成二年七月一日から施行する。

附 則（平成二年一〇月一日人事院規則九一七二一八）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年四月一日人事院規則九一七二一九）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年四月一六日人事院規則九一七二三〇）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一七別表警察庁の部警察通信研究センターの項、皇宮警察本部の項、北海道警察方面本部の項及び大阪府警察方面本部の項、北海道開発庁の部北海道開発局の項、法務省の部刑務所、少年刑務所及び拘置所の項、文部省の部国立短期大学の項及び国立民族学博物館の項、海上保安庁の部管区海上保安本部の項並びに気象庁の部地方気象台の項及び測候所の項は、平成三年四月十二日から適用する。

附 則（平成三年七月一日人事院規則九一七三一一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年七月一〇日人事院規則九一七三一二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年一〇月一日人事院規則九一七三二三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年一一月三〇日人事院規則九一七三三四）

この規則は、平成三年十二月一日から施行する。

附 則（平成三年二月二四日人事院規則九一七三三五）

この規則は、平成四年一月一日から施行する。

附 則（平成四年四月一日人事院規則九一七三三六）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年四月一五日人事院規則九一七三七七）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一七別表文部省の部国立歴史民俗博物館の項及び運輸省の部地方運輸局又は海運監理部の海運支局の項は、平成四年四月十日から適用する。

附 則（平成四年七月一日人事院規則九一七三三八）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年七月二〇日人事院規則九一七三三九）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年八月一〇日人事院規則九一七三四〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年一二月二八日人事院規則九一七三四一）

この規則は、平成五年一月一日から施行する。

附 則（平成五年四月一日人事院規則九一七四四二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年四月一日人事院規則九一七四四三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年七月一日人事院規則九一七四四四）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一〇月一日人事院規則九一七四四五）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年四月一日人事院規則九一七四四六）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年六月二四日人事院規則九一七四四七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年七月一日人事院規則九一七四四八）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月三〇日人事院規則九一七四四九）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成六年一二月一九日人事院規則九一七四五〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月三一日人事院規則九一七四五一）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年六月三〇日人事院規則九一七四五二）

この規則は、平成七年七月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中国税関に係る部分は、平成七年七月十日から施行する。

附 則（平成七年九月二九日人事院規則九一七五五三）

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

附 則（平成八年四月一日人事院規則九一七五五四）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年五月二一日人事院規則九一七五五五）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年六月一四日人事院規則九一七五五六）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年七月一日人事院規則九一七五五七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年一〇月一日人事院規則九一七五五八）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年一二月二七日人事院規則九一七五五九）

この規則は、平成八年十二月一日から施行する。

附 則（平成八年一二月二五日人事院規則九一七五六〇）

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附 則（平成九年一月三一日人事院規則九一七五六一）

この規則は、平成九年二月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中気象庁に係る部分は、同年三月一日から施行する。

附 則（平成九年四月一日人事院規則九一七五六二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年七月一日人事院規則九一七五六三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年一〇月一日人事院規則九一七五六四）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年四月一日人事院規則九一七五六六）

附 則（平成一〇年四月九日人事院規則九一七六七七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年六月二二日人事院規則九一七六七八）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一七別表総理府の部国立公文書館の項及び国立公文書館つくば分館の項は、平成十年四月二十四日から適用する。

附 則（平成一〇年七月一日人事院規則九一七六七九）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年一二月一五日人事院規則九一七七八〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年三月一日人事院規則九一七七八二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年四月一日人事院規則九一七七八三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年七月一日人事院規則九一七七八四）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月二〇日人事院規則一一二五）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月二五日人事院規則一一二六）抄

この規則は、平成一二年三月三一日人事院規則九一七七八五

この規則は、平成一二年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中海上保安庁の部管区海上保安本部の項に係る部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年六月三〇日人事院規則一一二八）

この規則は、平成一二年七月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月三〇日人事院規則九一七七七六）

この規則は、平成一二年七月一日から施行する。

附 則（平成一二年七月一〇日人事院規則九一七七七七）

この規則は、公布の日から施行する。
 附 則（平成二年九月二九日人事院規則九一七七八）
 この規則は、平成十二年十月一日から施行する。
 附 則（平成二年二月二八日人事院規則九一七七九）
 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年三月三〇日人事院規則九一七八〇）
 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年一〇月一日人事院規則九一七八三）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年一二月三〇日人事院規則九一七八四）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年三月一日人事院規則九一七八五）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年三月二七日人事院規則九一七八六）
 この規則は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日人事院規則九一七八七）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年七月一日人事院規則九一七八八）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年一〇月一日人事院規則九一七八九）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年一月一四日人事院規則一一三七）抄
 （施行期日）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年四月一日人事院規則九一七九〇）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年四月九日人事院規則九一七九一）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年七月一日人事院規則九一七九二）
 この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。
 附 則（平成十五年一〇月一日人事院規則九一七九三）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年三月一日人事院規則九一七九四）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日人事院規則九一七九五）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年七月一日人事院規則九一七九六）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年一〇月一日人事院規則九一七九七）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年二月一日人事院規則九一七九八）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年四月一日人事院規則九一七九九）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年七月一日人事院規則九一八〇〇）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年七月一五日人事院規則九一八〇一）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年九月三〇日人事院規則九一八〇二）
 この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成十八年二月一日人事院規則九一八〇三）
 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二一日人事院規則九一八〇四）
 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年六月三〇日人事院規則九一八〇五）
 この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則（平成十八年七月七日人事院規則九一八〇六）
 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年九月一日人事院規則九一八〇七）
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則（平成十八年九月二九日人事院規則九一八〇八）
 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成十八年二月一五日人事院規則九一八〇九）
 （施行期日）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

2（経過措置）

給与法第十条の二の規定により俸給の特別調整を行う官職を占める職員のうち、この規則による改正後の規則九一七（以下「新規則」という。）第二条の規定による俸給の特別調整額が経過措置基準額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員）にあつては、当該経過措置基準額に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に達しないこととなる職員には、当該俸給の特別調整額（規則九一七第三条の規定が適用される職員）にあつては、同条の規定による俸給の特別調整額）のほか、新規則第二条の規定による俸給の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（規則九一七第三条の規定が適用される職員）にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、それらの額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の特別調整額として支給する。

一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百
 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五
 三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十
 四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五
 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受けていた職員（以下「同一俸給表適用職員」という。）であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員（同日において占めていたこの規則による改正前の規則九一七第一条に規定する別表俸給の特別調整額表に掲げる官職に係る同表の区分欄に定める区分（以下「旧区分」という。）に相当する新規則別表第一の区分欄に掲げる区分に対応する新規則第一條第一項に規定する官職を占める職員をいう。第三号において同じ。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が受けていた俸給の特別調整額
 ロ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）の施行の日において同法附則第三條第一項第一号に規定する減額改定対象職員である者（以下「平成二十一年度減額改定対象職員」という。） 施行日の前日にその者が受けていた俸給の特別調整額に百分の九十九・五九を乗じて得た額

ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた俸給の特別調整額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

二 同一俸給表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規則別表第一の区分欄に掲げる区分に対応する新規則第一條第一項に規定する官職を占める職員をいう。第四号において同じ。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員 施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する新規則別表第一の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額（ロ及びハにおいて「下位区分仮定額」という。）

- ロ 平成二十一年度減額改定対象職員 下位区分仮定額に百分の九十九・五九を乗じて得た額
- ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 下位区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額
- 三 同一俸給表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額（ロ及びハにおいて「降格後相当区分仮定額」という。）
- ロ 平成二十一年度減額改定対象職員 降格後相当区分仮定額に百分の九十九・五九を乗じて得た額
- ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額
- 四 同一俸給表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規別表第一の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額（ロ及びハにおいて「降格後下位区分仮定額」という。）
- ロ 平成二十一年度減額改定対象職員 降格後下位区分仮定額に百分の九十九・五九を乗じて得た額
- ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額
- 五 施行日以後に俸給表の適用を異にする異動を受けた職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとして前各号の規定によるものとした場合の額

- 六 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給与法第十一条の七第三項に規定する給与と特例法適用職員等から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事院が定める職員 前各号の規定に準じて人事院が定める額
- 附則（平成二十一年二月二十八日人事院規則九一七一一〇）
この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。
附則（平成二十一年一月九日人事院規則一四七）抄
（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成二十一年三月三〇日人事院規則九一七一一一）
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
附則（平成二十一年六月二十九日人事院規則九一七一一二）
この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。
附則（平成二十一年七月二〇日人事院規則一四八）抄
（施行期日）
この規則は、平成二十一年八月一日から施行する。
附則（平成二十一年八月三十一日人事院規則九一七一一三）
この規則は、平成二十一年九月一日から施行する。
附則（平成二十一年四月一日人事院規則九一七一一四）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成二十一年七月一日人事院規則九一七一一五）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成二十一年七月四日人事院規則九一七一一六）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成二十一年一月一日人事院規則九一七一一七）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成二十一年二月二十五日人事院規則九一七一一八）

- この規則は、平成二十一年十二月三十一日から施行する。
附則（平成二十一年二月二日人事院規則九一七一一九）抄
（施行期日）
第一条 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の規則九一七第一条第一項に規定する内部部局等に置かれる同項に規定する課長補佐又は人事院が当該課長補佐に相当するものと認める官職（以下この項及び次条において「課長補佐等の官職」という。）を占めていた職員であつて、その官職を同日から引き続き占めるもの（本府省業務調整手当を支給されない者のうち、人事院が定めるものに限る。）には、経過措置基準額（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員にあっては勤務時間法第五十二条の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数、育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十二条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては育児休業法第十七条（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数、育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数）を乗じて得た額と、同項第二号中「いたとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額」とあるのは「いたとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額に百分の九十九・五九を乗じて得た額」と、同項第二号中「いたとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額」とあるのは「いたとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額に百分の九十九・五九を乗じて得た額」と、同項第五号中「した場合には」とあるのは「して」と、準じてその者が受けることとなる俸給の特別調整額」とあるのは「よるものとした場合の額」とする。
第四条 前二条の規定により俸給の特別調整額を支給される職員は、給与法第十条の第三項及び第十九条の第三項に規定する管理職員並びに給与法第十九条の八第二項に規定する管理職員等に含まれないものとする。

- 三 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の五十一
四 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで 百分の二十五
前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
一 施行日の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外の職員 同日に当該職員に適用されていた俸給表の別及び当該職員の属していた職務の級に応じ、附則別表第一の俸給の特別調整額欄に掲げる額（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員にあっては、附則別表第二の俸給の特別調整額欄に掲げる額）
二 前号に掲げる職員以外の職員 前号に掲げる職員との均衡を考慮して人事院が定める額
第三条 前条の規定により俸給の特別調整額を支給される職員又は課長補佐等の官職を占める職員であつて本府省業務調整手当を支給されるものに對する附則第五条の規定による改正前の規則九一七一九（人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）附則第二項及び第三項の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同項第一号中「いたした俸給の特別調整額」とあるのは「いたした俸給の特別調整額に百分の九十九・五九を乗じて得た額」と、同項第二号中「いたとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額」とあるのは「いたとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額に百分の九十九・五九を乗じて得た額」と、同項第三号及び第四号中「俸給の特別調整額」とあるのは「俸給の特別調整額に百分の九十九・五九を乗じて得た額」と、同項第五号中「した場合には」とあるのは「して」と、準じてその者が受けることとなる俸給の特別調整額」とあるのは「よるものとした場合の額」とする。
第四条 前二条の規定により俸給の特別調整額を支給される職員は、給与法第十条の第三項及び第十九条の第三項に規定する管理職員並びに給与法第十九条の八第二項に規定する管理職員等に含まれないものとする。

附則別表第一（附則第二条関係）

一 行政職俸給表（一）

職務の級	俸給の特別調整額
7級	35,400円
6級	33,200円
5級	31,700円

二 税務職俸給表

職務の級	俸給の特別調整額
7級	36,300円
6級	35,800円
5級	34,400円

附則別表第二（附則第二条関係）

一 行政職俸給表（一）

職務の級	俸給の特別調整額
7級	29,200円
6級	25,700円
5級	23,600円

二 税務職俸給表

職務の級	俸給の特別調整額
7級	30,900円
6級	28,000円
5級	26,000円

附則（平成二年四月一日人事院規則九一七一一〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二年五月二九日人事院規則一一五四）抄
（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二年七月一四日人事院規則九一七一一二）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一七別表第一の三十五の表海上保安航空基地の項は、平成二十一年四月一日から適用する。

附則（平成二年九月一日人事院規則一一五五）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二年一月三〇日人事院規則九一七一一〇九一）
この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附則（平成二年一月三〇日人事院規則九一七一一〇九一）
この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附則（平成二年一月三〇日人事院規則九一七一一〇九一）
この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附則（平成二年二月二八日人事院規則一一五六）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則（平成二年四月一日人事院規則九一七一一二二）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二年一月三〇日人事院規則九一七一一二三）
この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

附則（平成二年二月八日人事院規則九一七一一二四）抄
（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。
（平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え）

第二条 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の規則九一七第三条の規定の適用については、同条中「五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「規則九一七一一二四（人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

附則（平成三年四月一日人事院規則九一七一一二五）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成三年六月三〇日人事院規則九一七一一二六）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の十八の表の改正規定は、平成二十三年七月一日から施行する。

附則（平成三年九月一日人事院規則九一七一一二七）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成四年三月三〇日人事院規則九一七一一二八）
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成四年四月六日人事院規則九一七一一二九）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成四年六月二九日人事院規則九一七一一三〇）
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

附則（平成四年八月七日人事院規則九一七一一三一）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成四年九月一九日人事院規則九一七一一三八）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成五年四月一日人事院規則一一五九）抄
（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。
（雑則）

第十一条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則（平成五年四月一日人事院規則九一七一一三二）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成五年五月二六日人事院規則九一七一一三三）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成五年七月一日人事院規則九一七一一三四）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成五年一〇月一日人事院規則九一七一一三五）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成五年二月二七日人事院規則九一七一一三六）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

附則（平成二六年二月二八日人事院規則一一六一）
この規則は、平成二十六年三月一日から施行する。

附則（平成二六年四月一日人事院規則九一七一一三七）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年五月二九日人事院規則九一七一一三八）
この規則は、平成二十六年五月三十日から施行する。

附則（平成二七年一月三〇日人事院規則九一七一一三九）
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年四月一日人事院規則九一七一一四〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年四月一〇日人事院規則九一七一一四一）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年五月一日人事院規則九一七一一四二）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年九月一日人事院規則九一七一一四三）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年一〇月一日人事院規則九一七一一四四）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年二月二八日人事院規則九一七一一四五）
この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

附則（平成二八年一月二六日人事院規則九一七一一四六）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一七の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附則（平成二八年四月一日人事院規則九一七一一四七）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年六月一〇日人事院規則九一七一一四八）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一七の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

附則（平成二八年一月二四日人事院規則九一七一一四九）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一七の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

附則（平成二九年三月三一日人事院規則九一七一一五〇）
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年七月七日人事院規則九一七一一五一）
この規則は、平成二十九年七月十一日から施行する。

この規則は、平成二十九年七月十一日から施行する。

附則（平成二十九年七月一四日人事院規則九一七―一五二）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年九月二九日人事院規則九一七―一五三）
この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

附則（平成二十九年二月一五日人事院規則九一七―一五四）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一七の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

附則（平成二十九年二月二八日人事院規則九一七―一五五）
この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

附則（平成三〇年二月一日人事院規則一七―一）抄
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日人事院規則九一七―一五六）
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年一〇月一日人事院規則九一七―一五七）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年一月三〇日人事院規則九一七―一五八）
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一七の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

附則（平成三一年四月一日人事院規則九一七―一五九）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成三一年四月二六日人事院規則九一七―一六〇）
この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

附則（令和二年一月七日人事院規則九一七―一六一）抄
（施行期日）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和二年四月一日人事院規則九一七―一六二）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和二年一〇月一日人事院規則九一七―一六三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年四月一日人事院規則九
一七一一六四）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年七月一日人事院規則九
一七一一六五）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の二十二の表の改正規定は、令和三年七月十日から施行する。

附 則（令和三年九月一日人事院規則一
七七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一〇月一日人事院規則
九一七一一六六）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月一八日人事院規則
一一七九） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（定義）

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）をいう。

二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。

（改正後の人事院規則九一一七における暫定再任用職員に関する経過措置）

第八条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第十二条の規定による改正後の規則九一一七第二条の規定の適用については、同条第一号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

[illegible]

[illegible][illegible]

		証券取引等監視 委員会事務局	次長 課長	室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	一種	
		公認会計士・監査審査会事務局	課長	室長（人事院の定めるものに限る。）	一種	
十一	消費者庁					
組織	官職				区分	
内部部局	審議官				一種	
	課長					
				室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種	
十二	こども家庭庁					
組織	官職				区分	
内部部局	審議官				一種	
	課長					
				室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種	
				国立児童自立支援施設	一種	
				施設長	一種	
				次長	二種	
				課長	四種	
十三	デジタル庁					
組織					官職	区分
						分
				デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	一 種	
十四	総務省					
組織	官職				区分	
内部部局	局長				一種	

	企画官（人事院の定めるものに限る。）	財務総合政策研究所副所長	部長 総括主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	課長	課長	研修支所 会計セン ター	次長 部長 室長 課長	中央 分析所	所長	首席分析官 主任研究官（人事院の定めるものに限る。） 課長	税関研 修所 副所長 部長 課長	支所 財務局及 び財務支 局局長	課長 部長 部次長 金融商品取引所監理官 首席財務局監察官 特別国有財産監査官 課長	財務局監察官 首席国有財産鑑定官 室長	財務事務所所長
		一種	二種	四種	四種	二種	三種	二種	四種	四種	二種	四種	二種	三種	五種（人事院が別に定める場合にあつては三種又は四種） 二種

[illegible]

二十四	国税庁	組織 内部部局長	官職	区分
局	課長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種	一種
税務大 学校	副校長	国稅庁監察官（人事院の定めるものに限る。） 監督評価官（人事院の定めるものに限る。）	四種	
地方研 修所	教頭 部長	課長 主任教授（人事院の定めるものに限る。）	四種	二種
所	幹事 総括教育官（人事院の定めるものに限る。）	次長	四種	一種
税不 服審判	室長 国稅審判官	国稅副審判官	二種	三種（人事院が別に定める場合にあつては一種又は二種）
支 部	首席国稅審判官 次席国稅審判官 国稅審判官 課長 国稅副審判官	国稅副審判官	四種	一種
及 繩 國稅 事務所	国稅局局長 及び沖所長		一種	
部 長	部長		二種	
次 長	次長		二種	

部次長 酒類監理官 国税訟務官室長 鑑定官室長 課長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）	特別国税調査官 統括国税徴収官 統括国税調査官 統括国税査察官 主任国税管理官	五種	税務署署長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種） 四種 四種 五種	副署長 課長 統括国税徴収官 統括国税調査官	二十五 文部科学省	組織 官職 内部部局 部長 課長 室長（人事院の定めるものに限る。） 企画官（人事院の定めるものに限る。）	国立教育政策研究所 部長（教育課程研究センターに置かれるものを除く。） 教育課程研究センター長 部長（教育課程研究センターに置かれるものに限る。） 課長 統括研究官 主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	科学技術 総務研究官 統括主任研究官 統括上席研究官（人事院の定めるものに限る。）	二種
--	----------------------------	---	----	-------	--	---------------------------------	--------------	---	---	--	----

[illegible]

4級	5級				6級	7級	8級	9級
三種	四種	三種	二種	一種	四種	三種	二種	一種
78,400円	77,600円	90,500円	103,400円	129,300円	68,100円	79,500円	83,800円	104,200円

4級	5級				6級	7級	8級	9級
三種	四種	三種	二種	一種	四種	三種	二種	一種
78,400円	77,600円	90,500円	103,400円	129,300円	68,100円	79,500円	83,800円	104,200円

4級	5級				6級	7級	8級	9級
三種	四種	三種	二種	一種	四種	三種	二種	一種
56,200円	54,700円	63,800円	72,900円	90,300円	68,100円	79,500円	83,800円	104,200円

4級	5級				6級	7級	8級	9級
三種	四種	三種	二種	一種	四種	三種	二種	一種
56,200円	54,700円	63,800円	72,900円	90,300円	68,100円	79,500円	83,800円	104,200円

二 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該官職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る俸給の特別調整額を超える額

三 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該官職の区分に係る俸給の特別調整額の区分があるときは、当該俸給の特別調整額未

四 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該官職の区分に係る俸給の特別調整額の区分があるときは、当該俸給の特別調整額を超える額

別表第三（第二条関係）

4級	5級				6級	7級	8級	9級
三種	四種	三種	二種	一種	四種	三種	二種	一種
56,200円	54,700円	63,800円	72,900円	90,300円	68,100円	79,500円	83,800円	104,200円

十 医療職 俸給表(一)	3級	4級		5級		6級	職務の級	区分	俸給の特別調整額
		四種	三種	二種	一種				
		43,300円	49,900円	58,000円	68,000円	78,000円	98,000円	134,000円	
九 研究職 俸給表	2級	3級		4級		5級	職務の級	区分	俸給の特別調整額
		四種	三種	二種	一種				
		44,800円	47,600円	48,000円	48,000円	48,000円	48,000円	48,000円	
八 教育職 俸給表(一)	4級	5級		6級		7級	職務の級	区分	俸給の特別調整額
		四種	三種	二種	一種				
		61,400円	71,600円	81,800円	136,900円	136,900円	136,900円	136,900円	
七 教育職 俸給表(二)	4級	5級		6級		7級	職務の級	区分	俸給の特別調整額
		四種	三種	二種	一種				
		49,000円	57,100円	53,400円	62,400円	70,800円	80,900円	101,100円	
六 海事職 俸給表(一)	4級	5級		6級		7級	職務の級	区分	俸給の特別調整額
		五種	四種	三種	二種				
		38,800円	46,600円	40,700円	48,800円	43,700円	52,500円	61,200円	
5級	4級	5級		6級		7級	職務の級	区分	俸給の特別調整額
		五種	四種	三種	二種				
		38,800円	46,600円	40,700円	48,800円	43,700円	52,500円	61,200円	
4級	3級	4級		5級		6級	職務の級	区分	俸給の特別調整額
		五種	四種	三種	二種				
		38,800円	46,600円	40,700円	48,800円	43,700円	52,500円	61,200円	
3級	2級	3級		4級		5級	職務の級	区分	俸給の特別調整額
		五種	四種	三種	二種				
		38,800円	46,600円	40,700円	48,800円	43,700円	52,500円	61,200円	
2級	1級	2級		3級		4級	職務の級	区分	俸給の特別調整額
		五種	四種	三種	二種				
		38,800円	46,600円	40,700円	48,800円	43,700円	52,500円	61,200円	
1級	0級	1級		2級		3級	職務の級	区分	俸給の特別調整額
		五種	四種	三種	二種				
		38,800円	46,600円	40,700円	48,800円	43,700円	52,500円	61,200円	

十一 医療職 俸給表(二)	2級	3級		4級	5級	職務の級	区分	俸給の特別調整額
		四種	三種					
		42,000円	50,400円	58,800円	68,000円	78,000円	87,300円	92,700円
十二 医療職 俸給表(三)	4級	5級		6級		7級	職務の級	俸給の特別調整額
		四種	三種	二種	一種			
		43,100円	50,300円	57,600円	65,300円	76,400円	87,300円	92,700円
十三 福祉職 俸給表	4級	5級		6級		7級	職務の級	俸給の特別調整額
		四種	三種	二種	一種			
		44,600円	51,200円	58,800円	66,400円	75,800円	87,300円	92,700円
十四 福祉職 俸給表	4級	5級		6級		7級	職務の級	俸給の特別調整額
		四種	三種	二種	一種			
		44,600円	51,200円	58,800円	66,400円	75,800円	87,300円	92,700円
十五 福祉職 俸給表	4級	5級		6級		7級	職務の級	俸給の特別調整額
		四種	三種	二種	一種			
		44,600円	51,200円	58,800円	66,400円	75,800円	87,300円	92,700円

段低い区分があるときは、当該区分に係る俸給の特別調整額を超える額

三 当該職員が属する職務の級より上位の職務の級に該当する同表の職務の級欄に、当該官職の区分に係る俸給の特別調整額の区分があるときは、当該俸給の特別調整額未満の額

四 当該職員が属する職務の級より下位の職務の級に該当する同表の職務の級欄に、当該官職の区分に係る俸給の特別調整額の区分があるときは、当該俸給の特別調整額を超える額